

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 歯科保健医療連携推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2624)

E-mail： c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,496千円（前年度予算額： 2,496千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,496	1,068	0	0	0	0	0	0	1,428
要求額	2,496	1,068	0	0	0	0	0	0	1,428
決定額	2,496	1,068	0	0	0	0	0	0	1,428

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

○障がい者歯科保健医療連携推進事業

・政府の「骨太の方針2021」において、『全身との関連を含む口腔の健康の重要性に係るエビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた切れ目のない歯科健診、(略)障害福祉関係機関との連携を推進し、(略)歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。』ことが示されており、障がい者の歯科保健医療提供体制の構築が喫緊の課題である。

・「岐阜県歯・口腔の健康づくり条例」において、県が実施する基本的施策として『障がい者、介護を必要とする高齢者、(略)歯科健診または歯科医療を受けることが困難なものについて、歯科医療等業務従事者及び福祉関係者との連携を図りつつ、訪問による歯科医療、適切な口腔のケア等を推進すること。』が位置付けられている。

・これらから、障がい福祉関係機関との連携を含む歯科保健医療提供体制の構築に向け、施設職員との連携を図る。また、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、県内の障がい福祉関係機関等において、歯科疾患予防及び早期発見のための歯科健診・歯科保健指

導等を実施するとともに、施設職員に対して現地指導を実施する

○歯科保健活動費

・県民への歯科保健サービスを計画的に推進するため、歯科保健関係者との意見交換及び情報交換や歯科保健思想の普及啓発のための事業を推進する。

(2) 事業内容

- ・障がい者歯科保健医療連携推進事業
- ・歯科保健活動（東海北陸ブロック歯科保健担当者会議、全国歯科保健大会、親と子のよい歯のコンクール等）

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・障がい者歯科保健医療連携推進事業
国庫補助金 8020 運動・口腔保健推進事業
歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
基準額 2,137 千円 補助率 1/2（国 1/2、県 1/2）
- ・歯科保健活動費
「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」に掲げる目的を達成するため、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	238	東海北陸ブロック会議（静岡県）旅費 関係者との打合せ会 旅費 全国歯科保健大会・全国歯科保健推進研修会（群馬県）旅費
需用費	65	関係図書購入費、コンクール表彰に係る賞状等の消耗品費 会議に係る消耗品費
役務費	56	賞状筆耕料、通信運搬費
委託料	2,137	障がい者歯科保健医療連携推進事業の業務委託
合計	2,496	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第7期岐阜県保健医療計画 歯科保健医療の役割

「乳幼児期や学齢期のむし歯予防、成人期の歯周病予防、高齢期の歯の喪失防止を進め、県民の「8020」の達成を目指し、食べる喜びや噛むことへの満足など、QOL（生活の質）の向上を図ります。」

「介護を必要とする高齢者や障がい児（者）に対して、定期的な歯科健診の実施、歯科治療の確保を目指した支援体制を推進します。」

「誤嚥性肺炎等の基礎疾患を予防するため、高齢者や障がい児（者）への口腔ケア及び口腔機能の維持向上を推進します。」

- ・第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画

「生涯を通じた歯科口腔保健の推進に係る環境整備を進めます。」

「障がい児（者）・家族への口腔ケア指導、定期的な歯科健診・歯科保健指導、食事指導等を促進します。」

「県、市町村、関係団体・機関の相互協力により、幅広く歯科口腔保健に取り組むため、連携体制の構築・強化を図ります」

(2) 事業主体及びその妥当性

- ・障がい者歯科等の専門的知識及び技術を有した歯科医師や本事業に協力が得られる歯科衛生士を確保できる県歯科医師会と連携して進めることが効果的である。
- ・歯科保健関係者との意見交換、情報交換や歯科保健の普及啓発は県事業として妥当。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

歯科保健医療サービス提供困難者である障がい者への歯科保健医療推進のために、福祉施設との連携及び障がい者の歯科的支援および施設職員への口腔機能管理に関する指導を行い、障がい者における歯科保健の充実を図る。

県民への歯科保健サービスを計画的に推進するため、歯科保健関係者との意見交換及び情報交換を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
						%
①						%
②						%

○指標を設定することができない場合の理由

本事業は、関係機関との連携を含めた歯科保健医療提供体制の推進や、関係者との意見交換および情報交換を行うものであり、指標化はそぐわない

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>(1) 障がい者歯科保健医療連携推進事業 歯科健診及び歯科保健指導を実施した障がい者施設は32施設、受診者数554人で、口腔内診査及び歯科保健指導の実施、施設職員への口腔機能管理に関する指導を行い、歯科疾患の予防及び早期発見と早期治療のための受診勧奨が図られた。</p> <p>(2) 歯科保健活動事業 歯科保健関係者との意見交換及び情報交換を実施し、県施策の参考とした。</p>
3年度	<p style="color: red;">令和5年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>
4年度	<p style="color: red;">令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
<p>(評価) 3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者福祉施設との連携を図ることで、障がい者への歯科保健の必要性を施設職員に理解してもらい、障がい者本人への日常的支援に繋げることができる ・ 定期的に障がい者施設等の歯科健診を実施することは、歯科疾患の早期発見につながり、受診勧奨を図る有効な施策である。また、現地での施設職員への指導をすることで、職員への動機付けが可能である ・ 県民への歯科保健サービスを計画的に推進するうえで、常に新しい情報を入手する必要性は高い。
<p>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
<p>(評価) 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業委託先の岐阜県歯科医師会の積極的な協力が得られ、施設側からのニーズも高い。 ・ 歯科保健関係者との意見交換及び情報交換により、歯科保健事業の効果的な推進に資する情報交換等ができる
<p>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
<p>(評価) 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者歯科健診を実施するために必要な専門的知識や経験、障害者の特性等を理解している歯科医師会員を全県的に有している岐阜県歯科医師会に委託することで、事業の効率化が図られている。 ・ 歯科保健関係者との間で、継続的な情報交換や情報共有等による連携を行っており、コンクールにあたっては、岐阜県歯科医師会と連携して行っており、事業の効率化は図られている。

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>歯科健診及び歯科保健指導を年1回以上実施している障がい者施設数を増加させるため、引き続き事業実施は必要である。また、より一層、施設と連携を図りながら、歯科保健医療の提供が必要である。</p>

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

障がい者施設職員が歯科保健の重要性を理解し、自主的な歯科保健行動への変容や取組に移行できるよう指導する必要があることから、事業継続すべきである。

障がい者施設職員と歯科保健関係者との継続的かつ緊密な情報交換等は必要であるため、継続すべき事業である

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	